

1. 商品名	〈みずほ〉グループ口座サービス
2. 商品概要	<p>〈みずほ〉グループ口座サービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、お客さまがみずほグループ各社*1でご利用の各種商品・サービスの資金決済を、お客さまが指定されたお客さまご自身名義のみずほ銀行の普通預金口座で行うサービスです。</p> <p>*1 みずほ信託銀行のみ</p>
3. ご利用いただける方	個人のお客さま
4. サービス内容 (機能)	<p>みずほ信託銀行の商品・サービスで以下に掲げるもののうち、みずほ信託銀行が取り扱いきると定めたもの、またはみずほ信託銀行が別に定めたものとしてします。</p> <p>① 運用商品</p> <p>A. 以下みずほ信託銀行所定の運用商品のご購入資金のお引き落とし</p> <p>a) 定期預金</p> <p>b) 信託商品</p> <p>c) 投資信託</p> <p>d) その他、みずほ信託銀行が認めた商品</p> <p>B. A. で定める運用商品の満期資金・償還金等または利息・分配金等のお受け取り</p> <p>② ローン</p> <p>A. 以下のローンのご返済（ご契約に基づく約定返済および期限前返済等を含みます）</p> <p>a) 住宅ローンのうちみずほ信託銀行が認めたもの</p> <p>b) アパートローンのうちみずほ信託銀行が認めたもの</p> <p>c) その他ローン等のうちみずほ信託銀行が認めたもの</p> <p>B. A. で定めるローン実行資金のご入金</p> <p>C. A. で定めるローンにかかる諸費用のお引き落とし</p> <p>③ 自動振替（預金口座振替）の方法を利用した、以下のみずほ信託銀行サービスの各種手数料等のお支払い</p> <p>A. 貸金庫使用料のお支払い</p> <p>B. 遺言書保管料のお支払い</p> <p>C. 遺言書管理料のお支払い</p> <p>D. その他お客さまが個別にご指定されたお引き落としのうちみずほ信託銀行が本サービスで利用できると認めたもの</p> <p>④ みずほ信託銀行と収納契約を締結した企業等との口座振替契約に基づく各種公共料金等のお引き落としのうち、みずほ信託銀行所定の方法により請求されるもの。なお、口座振替によるお支払いは本サービス申込時に設定されているもの、および申込時以降にみずほ信託銀行の切替指定口座*2を振替口座として設定したものを含めます。</p> <p>⑤ みずほ信託銀行本支店等において、お客さまからの依頼に基づいた本サービス利用口座からのお支払い・ご入金</p> <p>*2 本サービスで指定するみずほ銀行普通預金口座へ、資金決済を切り替えることをお客さまが指定されたみずほ信託銀行普通預金口座のこと。</p>
5. 手数料	<p>不要</p> <p>ただし、本サービスを利用し、振り込み、投資信託取引、信託取引、ローン取引等を行う場合には、別途みずほ信託銀行所定の手数料、信託報酬等がかかりますので、各商品、各サービス、各ファンドの商品説明書や目論見書、商品概要説明書等によりご確認ください（また、これらの各種手数料等には消費税等がかかります）。</p>

6. 留意事項

〈みずほ〉グループ口座サービスはみずほ信託銀行とのお取引をみずほ銀行の普通預金口座を通して行うことができるしくみ^{*3}です。両行の普通預金口座の統合等を行うものではなく、みずほ信託銀行の普通預金も、引き続きご利用可能です。

*3 みずほ信託銀行は、本サービスで指定するみずほ銀行の普通預金口座ごとに専用の別段預金口座を開設し、当該別段預金口座を通じて、みずほ銀行普通預金口座の入出金を行います。

各種ローン等でのご利用について

○以下のみずほ信託銀行ローンのご返済には利用できません。

- ・ 住宅金融支援機構等の代理貸付のご返済
- ・ みずほ信託銀行所定の保証会社以外の保証会社保証付きのローンのご返済
- ・ ご本人さま名義の普通預金口座以外からお引き落としされているローン（勤務先の給与から天引きされているローン等）のご返済
- ・ その他みずほ信託銀行が利用対象外と定めたもの

○みずほ銀行普通預金口座では、ローン返済より先に他の引き落としが行われ、残高不足となる場合がございます。返済日前日までに余裕をもった金額をご入金いただきますようお願いいたします。

○みずほ銀行普通預金口座への返済資金のご入金は、返済日前日までにお願いいたします。返済日当日にご入金の場合、ご入金いただいた時間によっては当日中のお引き落としができない場合がございます。

公共料金等の口座振替でのご利用について

○本サービスを利用した口座振替の、通帳（みずほ銀行通帳）の印字は、「TB デンキ」等口座振替種類のみの特異な印字となり、お支払先 企業名等の印字ができませんのでご注意ください。なお、みずほ銀行との口座振替契約に変更することで、一般の通帳印字と同じになりますので、切替可能なものにつきましては、お切り替えいただくことをおすすめします。

給与、年金、株式配当金等のお受け取りについて

○本サービスの申し込みでは、給与、年金、株式配当金等のお受け取りを、みずほ銀行普通預金口座へ変更することはできません。本サービスのご利用にあわせて、勤務先等へ振込先口座変更のお手続きをしていただくことをおすすめします。

みずほ信託銀行でのご利用チャネルについて

○本サービスはみずほ信託銀行本支店および電話取引サービスでご利用可能です。

みずほ銀行の総合口座普通預金のご利用にあたって

○みずほ銀行の総合口座普通預金を本サービス利用口座としてご指定された場合、みずほ信託銀行でお預けの定期預金・金銭信託等を担保としてみずほ銀行の普通預金口座で貸越を行うことはできません。

	<p>みずほ銀行通帳での本サービスの表示について</p> <p>○みずほ銀行の通帳上、本サービスを利用した入金・出金は「TB ○○○」(例 定期預金利息のご入金「TB ㊦㊦㊦㊦」、遺言書管理料のお引き落とし「TB ュ㊦㊦㊦㊦」等)と本サービスを示す「TB」が印字されます(なお、財形年金のお受け取り等、一部これとは異なるものがございます。また投資信託の分配金等の入金について商品の銘柄名は印字されませんのでご了承ください)。</p> <p>みずほ銀行の普通預金口座をお持ちでない場合について</p> <p>○みずほ銀行普通預金口座をお持ちでない場合はみずほ信託銀行本支店にて新規口座開設のお申し込みを承ります*4</p> <p>*4 みずほ信託銀行株式会社は株式会社みずほ銀行を所属銀行とする銀行代理業者として普通預金取扱業務および付随する業務の契約締結の媒介(勧誘ならびに申込書等の取り次ぎ)を行います。また、みずほ信託銀行株式会社は株式会社みずほ銀行より銀行代理業に関して金銭その他の交付をお客さまから受ける権限を付与されております。</p> <p>その他、お届出事項の変更等について</p> <p>○ みずほ信託銀行およびみずほ銀行の両行で氏名・住所等が一致していない場合、本サービスのお手続きが遅れる等、ご不便をおかけすることがございます。氏名変更・住所変更等のお届出事項の変更があった場合は、両行へお申し出のうえ、お手続きいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>○ 本サービスを複数お申し込みの場合、本サービスの利用口座としてすでにご指定済みのみずほ銀行普通預金口座を、重ねてご指定いただくことはできません。</p> <p>○ みずほ銀行のキャッシュカードでは、みずほ信託銀行の普通預金の残高照会や入出金取引についてはご利用できませんので、ご注意ください。</p>
7. 指定紛争解決機関	<p>みずほ銀行およびみずほ信託銀行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>